

5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要

評価書案について都民等から提出された意見書の意見の件数は、表 5-1 に示すとおりである。

表5-1 意見の件数の内訳

意見等	件数
都民等からの意見書	2

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

5.1 都民等の意見書の見解

(1) 環境影響評価の項目に関するもの

項目	1. 大気等
意見の内容	実施者の見解
<p>区の調査結果では、臨海部はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されており、工事施工中及び工事完了後の作業機械の稼働や関係車両の通行に伴い排出される大気汚染物質について、環境への影響を適切に評価し、発生抑制に努められたい。</p> <p>大気環境の予測結果を見ると、二酸化窒素濃度に占める建設機械の寄与率が高いので、建設機械については、原動機を含めて最新の排出ガス対応型の建設機械の導入、工事工程の平準化等、環境保全のための措置の徹底を図られたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするよう、大気汚染物質の発生抑制に配慮した施工計画の策定、排出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素の影響の低減に努めます。</p>
項目	2. 緑
意見の内容	実施者の見解
<p>提出された緑化計画書（平成 29 年 4 月 13 日受理 No. 28-108）に基づき、適切な緑化を進められたい。</p>	<p>計画地の緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準を満たす計画としており、事業の実施に当たっては、緑化計画書に基づき、適切な緑化を行います。</p>
項目	3. 騒音・振動
意見の内容	実施者の見解
<p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動に関しては、法定速度の遵守やアイドリングストップの徹底など、騒音・振動の発生抑制に努められたい。建設機械の稼働に伴う騒音・振動に関しては、規制値を満足しているとはいえ、近隣住民からの苦情等には、窓口を設置するなど真摯に対応されたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用するほか、規制速度の遵守、アイドリングストップの徹底、エコドライブ及び定期的な整備点検等により、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の影響の低減に努めます。</p> <p>また、工事に関する近隣からの相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行います。</p>
項目	4. 景観
意見の内容	実施者の見解
<p>本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとされたい。</p> <p>東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議されたい。</p>	<p>条例等を踏まえ、引き続き、関係者と協議を重ね、適切に対応していきます。</p>
項目	5. 歩行者空間の快適性
意見の内容	実施者の見解
<p>日影のない歩行者空間については、オリンピック大会開催時の暑さ対策のために、遮熱性舗装又は保水性舗装の施工を検討されるなど、十分な暑さ対策を講じられたい。</p>	<p>有明テニスの森公園内の園路については、一般的なアスファルト舗装に比べて蓄熱性の低い透水性アスファルト舗装を用います。</p>

項目	6. 廃棄物	
	意見の内容	実施者の見解
	施設整備により発生する廃棄物や大会後撤去予定の設備については、それら全てをリユース・リサイクルしていくことを可能にすべく、そのことを念頭に置いたグリーン調達を実施されたい。	施設整備により発生する建設汚泥、建設廃棄物等については、再資源化施設への搬出等により極力再利用に努めます。
項目	7. エコマテリアル	
	意見の内容	実施者の見解
	建物の建設に当たっては、「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」を踏まえ、木材の利用率向上に努められたい。	施設の建設に当たっては、「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」における木材利用の目標値を満足する木材を利用します。
項目	8. 温室効果ガス	
	意見の内容	実施者の見解
	「KOTO 低炭素プラン」に掲げる地球温暖化対策の取り組みを十分踏まえた事業計画とするとともに、建築物は東京都省エネルギー性能評価「AAA」評価を目指されたい。 駐車場には電気自動車用充電設備を設置されたい。	現時点では、駐車場への電気自動車用充電設備の設置の計画はありませんが、本事業の実施に当たっては、太陽光発電設備及び太陽熱利用設備の設置、BEMS によるエネルギー管理、居室の熱回収換気等により、東京都省エネルギー性能評価「AAA」評価を目指します。
項目	9. 交通渋滞	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>工事用車両の走行ルートについて、工事用車両走行ルートとしている特別区道江 615 号線については、通学路の安全確保のため現在、特殊車両の通行を原則禁止している。特殊車両の走行ルートは、計画地西側の出入口を利用の際は、都道 484 号への迂回を検討されたい。</p> <p>有明地区においては、有明アリーナ、有明体操競技場、BMX コース、有明テニスの森など各競技施設が整備されるほか、民間による開発も予定されている。</p> <p>地域内における各種工事が同時施工されることから、工事車両の集中、歩行者・車両の交通安全及び工事現場周辺的环境保全等について、関係者により設けられた協議の場において、関係者相互に連携、調整を行い、工事を円滑に遂行されたい。</p>	<p>工事用車両の走行ルートについては、極力、特別区道江 615 号を回避し、都道 484 号豊洲有明線及び補助 315 号線から計画地内に入出場する施工計画を検討していきます。特別区道江 615 号から入出場する場合は、通学時間帯を避けるとともに、交通整理員の配置や運転者への安全走行の徹底により、歩行者の安全を確保します。</p> <p>また、工事の実施に当たっては、工事用車両の走行台数を極力削減するため、工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努めるほか、規制速度の遵守、アイドリングストップの徹底、エコドライブ及び定期的な整備点検等により、工事現場周辺的环境保全に努めます。</p> <p>工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努めます。</p> <p>また、有明北地区における他の会場等の建設の状況を十分把握した上で、本工事の工事車両運行計画を作成していきます。</p>
項目	10. 公共交通へのアクセシビリティ	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>周辺道路は傾斜が少なく、広く歩道が整備されている。公共交通は券売機の操作面が車椅子利用者からでは高い位置に設置されていることや、蹴込が浅いため操作面に手が届かない可能性が高い。エレベーターが複数台の車椅子を同時に移送できるサイズを確保されていないものが多い。</p> <p>コロシアムブリッジはスロープが設置されているが、車椅子利用者が自走で通行するには傾斜が高く、斜面も長い。エレベーターも設置されているが、複数台が同時に乗車できるサイズが確保されていない。</p> <p>車椅子競技の会場となっており、公共交通における車椅子利用者の快適性が向上するような計画を希望します。</p>	<p>大会時の観客の主要な動線については、組織委員会、国及び都が、協議会を設置して策定した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、施設管理者等にアクセシビリティの確保について働きかけていきます。</p>

項目	11. 交通安全	
	意見の内容	実施者の見解
<p>整備地周辺は学校や高層住宅が多く、こどもを含む歩行者・自転車利用者が多数通行する場所である。工事用車両増加による交通事故が発生しないよう、交差点右左折時の徐行と安全確認、歩道進入時の一時停止と安全確認を行われたい。</p> <p>江東区南部地域においては、近年、同地区における各種開発に伴い、工事関係者のものと思われる自動二輪車及び自転車の路上への放置が散見されるようになった。放置自転車等は、周辺の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車両、時に緊急車両の通行の妨げとなり、重大な事故につながる恐れもある。</p> <p>会場整備中の交通秩序維持のためにも、自動二輪車又は自転車で通勤する作業員の把握したうえで、十分な駐輪スペースを確保されたい。</p>		<p>工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努めます。</p> <p>また、工事の実施に当たっては、施工業者に対して作業員の通勤は公共交通機関を利用するよう指導し、自動二輪車又は自転車で通勤する場合は、それらの作業員を把握するとともに、作業員用の十分な駐輪スペースの確保を徹底させます。</p>